

総合評価方式制限付一般競争入札等の運用変更について

総合評価方式制限付一般競争入札については、平成22年度から本格実施しており、社会情勢や入札状況の変化に応じ運用を変更してまいりました。昨今の入札参加者の減少や入札不調が増加している状況を踏まえ、下記の要綱等を改正し、運用変更するものです。

1. 改正する要綱等

- 成田市総合評価方式マニュアル
- 成田市低入札価格調査実施要領
- 成田市低入札価格調査制度失格基準
- 成田市総合評価一般競争入札実施要綱
- 成田市電子入札約款

2. 主な改正内容

別紙のとおり

3. 施行期日

令和6年4月1日

別紙

	項目	要綱等	改正前	改正後
1	総合評価方式制限付一般競争入札対象工事	成田市総合評価方式マニュアル	○土木一式 ・1,500万円以上1,800万円未満 ・3,500万円以上 ○とび・土工・コンクリート工事、解体 ・3,500万円以上 ○建築一式 ・7,000万円以上 ○電気、管、造園 ・1億5,000万円以上	○土木一式 ・5,000万円以上 ○とび・土工・コンクリート工事、解体 ・5,000万円以上 ○建築一式 ・1億5,000万円以上 ○電気、管、造園 ・1億5,000万円以上
2	調査資料の提出期限	成田市低入札価格調査実施要領	入札執行日の翌日から起算して6日目の日（その日が休日に当たるときは、その翌以降の直近の休日でない日）	入札執行日の翌日から起算して5日以内（この期間のうち成田市の休日に関する条例に規定する休日は算定しない）
3	価格による失格基準	成田市低入札価格調査制度失格基準	直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各項目に所定の率を乗じた合計額について、入札金額が下回ったら失格	直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各項目に所定の率を乗じた合計額について、入札金額が下回ったら失格 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各項目に所定の率を乗じた額のいずれかについて、内訳書の当該費用が下回ったら失格
4	落札決定に審査会の審査を要する案件	成田市総合評価一般競争入札実施要綱	総合評価案件及び低入札価格調査実施案件全て	低入札価格調査実施案件のみ
5	辞退	成田市電子入札約款	開札時間前まで	落札決定まで